

標 題：

油タンカー及びばら積貨物船等
における検査について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 1 4 5

Date : 平成 6 年 8 月 1 5 日

関係船主 各位

拝啓。 貴社益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先日送付致しましたテクニカルインフォメーションNo. 140（平成6年6月14日付）にて、油タンカー、ばら積貨物船及び鉱石運搬船等にあつては船体継続検査を適用できないとする旨御通知申し上げましたが、本件に関するお問い合わせが数多く寄せられましたので、以下に改めて御説明致します。 なお、定期検査時の船底検査についても併せて御説明致します。

1. 油タンカー及びばら積貨物船等の検査強化（Enhanced Survey Programme）

既に御承知の通り、昨年7月1日より、IACS（国際船級協会連合）の統一規則（Unified Requirements）に基づく油タンカー、ばら積貨物船及び鉱石運搬船等の検査強化を実施しております。（平成5年6月17日付けテクニカルインフォメーションNo. 116あるいは平成5年度版鋼船規則B編を参照下さい。）

この検査強化は、油物質（MARPOL ANNEX I の定義による）を運送するタンカー（ケミカルタンカーを含む）並びに固体物質をばら積み運送するばら積貨物船及び鉱石運搬船に対し、船の大きさにかかわらず適用されます。 また、現行の船級付記の末尾に（ESP）を付すことによって、検査強化の対象船であることを明示することにしております。

（例） NS*（Bulk Carrier）（ESP） （ESP：Enhanced Survey Programme）
船級付記に（ESP）を付す作業は概ね終了致しており、次のいずれかの資料により、（ESP）の付記の有無が確認できます。

- 1. 本会発行の「REGISTER OF SHIPS」
- 2. 最近の船級検査記録書（Form CLF又はCLJ）（必ず下記-3. の資料でも確認下さい）
- 3. 各定期的検査実施後にお送りしております“LIST OF SURVEY STATUS”

（船名の下に、船級付記が示されております）

しかしながら、これを実行に移すための時間的制約のため、（ESP）を付与する作業は、本会本部に保管されております資料に基づいて、急遽行われたものであり、各船の特殊な用途や構造によっては、多少の誤りが生じるおそれがありますので、各船級検査時に本会検査員が確認し、誤りがあれば訂正することとしております。（ESP）を付与した船舶に対する船級証書の書換えは、この確認作業が終了次第、順次行う予定でありますので、いま暫くの時間がかかると思われますが、何卒御了承下さいますようお願い申し上げます。

2. 船体継続検査

各定期検査においては、原則として、全ての区画の内部検査およびタンク区画の圧力試験を行う必要がありますが、これを4年または5年の期間内に分割して行う方式が採られている場合があります。一般に、船体継続検査と称しております。

しかしながら、油タンカー及びばら積貨物船等の検査強化におきましては、定期検査における検査項目を、船体継続検査方式において実施することが認められておりません。現在、これらの船舶において船体継続検査を実施しているものがございましたら、本年7月1日以降実施される（第一種）中間検査あるいは定期検査を以って、通常の検査方式に移行する必要がありますが、詳しくは本会検査技術部までお問い合わせ下さい。

なお、日本籍以外の船舶における Commence, Complete の方法、すなわち、定期検査を4回目の年次検査時に開始し、定期検査の期日までに完了する方法は、油タンカー及びばら積貨物船等においても、従来どおり適用できます。また、船体継続検査を適用している油タンカー及びばら積貨物船は、本会船級船にはほとんどありませんので、大半の船主におかれましては、本要件を考慮して頂く必要はないかと存じます。

3. 船底検査

テクニカルインフォメーション No. 116 にて御通知申し上げました通り、外国籍の油タンカー及びばら積貨物船等においては、定期検査の一部として、船底検査の検査項目が要求されております。

本年6月30日までの経過措置として、本要件の適用を柔軟に取り扱って参りましたが、今後、日本籍以外の油タンカー、ばら積貨物船及び鉱石運搬船にあっては、定期検査の Commence から Complete の期間内に必ず入渠の上、船底検査の項目を受検して頂くこととなります。

なお本要件の目的は、比較的時間の余裕及び設備の整った入渠時に、十分な検査及び整備・補修を実施して頂くことにあり、単に船底検査を行うだけではこの目的に合致したものとは申せません。従いまして、定期検査及び船底検査の検査予定を立案なさる場合には、これらの事柄及び本船の状態等を十分考慮の上、計画・立案下さいますようお願い申し上げます。なお、予定される検査及び修理内容を記載した受検計画書（Survey Programme）を、事前に担当支部あるいは本部検査技術部までご提出下さい。

本件に関し、御質問等ございましたら、本会検査技術部あるいは検査事務部までお問い合わせ下さい。

敬具